

連合福岡

2024 年度政策・制度要求



2024 年 8 月 27 日

日本労働組合総連合会福岡県連合会

2024年8月27日

福岡県知事
服部 誠太郎 殿

日本労働組合総連合会福岡県連合会
会長 藤田 桂三

「連合福岡 2024 年度政策・制度要求」の申し入れ

福岡県におかれましては、県民が安心してたくさんの笑顔で暮らせる福岡県をめざし、知事が組織の先頭に立って精力的に取り組みを進めていただいていることに、対し深く敬意を表します。また、日頃から連合福岡の諸活動にご理解を賜りご協力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

2024 春季生活闘争は各構成組織の粘り強い交渉により、現在の集計となった2015 闘争以降で最も高い水準での賃上げを実現し、実質賃金も令和6年6月分で27 カ月ぶりにプラスに転じました。しかしながら、それまでの期間、エネルギー価格の高騰や食料品をはじめとする生活必需品の価格上昇等により、家計は大きく傷んでおり、今後の動向を注視する必要があります。一方、上場企業の2024年3月期の純利益が3期連続で過去最高を更新するなど、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配に向け、「労務費を含む適切な価格転嫁」が確実に行われることが極めて重要です。

また、令和6年能登半島地震では、木造住宅の耐震化の重要性が改めて浮き彫りになるとともに、福岡県では昨年7月の大雨など、「九州北部豪雨」以降、毎年のように「大雨特別警報」が出ており、総合的な安全対策を講じる必要があります。さらには、物価高騰や人口減少、カーボンニュートラル、あらゆるハラスメントの根絶とジェンダー平等の実現等、多くの課題へ対応する必要があります。

これらの課題を克服し、経済を自律的かつ持続的に成長させ、包摂的な社会を構築していくためには、SDGs の考え方をふまえた「誰一人取り残されることのない」社会の実現が不可欠です。そのため、ジェンダー平等で多様性を認め合い、誰もが安心して働くことができるワークルールとディーセント・ワークの確立、「労務費を含む適切な価格転嫁」によるサプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配の実現、全世代支援型の社会保障制度のさらなる構築、すべての子どもの教育機会の保障をはじめ、すべての働く者・生活者のくらしの底上げ・底支え、格差是正、貧困の撲滅に資する政策の実行が求められています。

連合福岡はこのような認識に立ち、連合がめざす「働くことを軸とする安心社会～まもる・つなぐ・創り出す～」の構築に向けて、6分野28項目（64小項目）の「2024 年度政策・制度要求」を取りまとめました。

つきましては、働く者、生活者の立場からの要求として受け止め、鋭意ご対応いただきますようお願い申し上げます。

以 上

連合福岡

2024 年度 政策・制度要求

I 労働・教育

労働（6 項目）・・・・・・・・・・ 1 ～ 3

教育（3 項目）・・・・・・・・・・ 4 ～ 5

II 医療・地域活性化

医療（3 項目）・・・・・・・・・・ 6 ～ 7

地域活性化（8 項目）・・・・・・・・ 8 ～ 10

III 環境・安全

環境（3 項目）・・・・・・・・・・ 11 ～ 12

安全（5 項目）・・・・・・・・・・ 13 ～ 15

【労働・教育】

＜労働＞

1. 不合理な解雇等を防止するための労働関係法令の徹底に向けた取り組み強化

労働関係法令を徹底させるため、周知はもとより不合理な解雇や雇止め、内定取り消しや休業時の賃金補償が行われない等の不適正な事案に対しては、速やかかつ厳正に対処するよう、引き続き福岡労働局およびハローワークと連携をはかること。

2. 生活困窮者への生活支援

- (1) 生活困窮者などに対する生活支援に関する相談窓口の充実・強化をはかるとともに、引き続き「包括的支援体制事業」の市町村における早期の体制構築に向け、支援を行うこと。
- (2) 生活保護に関する広報をより充実させるとともに、生活保護を必要とする者には確実かつ早期に実施されるよう、引き続き各保健福祉事務所や実施主体となる市に対して、指導・支援を行うこと。
- (3) 生活保護の弾力的な運用の継続を国に要請すること。

3. 雇用創出・拡大と労働対策の強化

(1) 中小企業・小規模事業者への支援体制の整備

福岡県の県内企業の99.8%は中小企業が占めていることから、引き続き関係機関と連携・協力し、今後の円安・エネルギー含む物価状況や人件費等、社会・経済情勢を見据えた中小企業・小規模事業者への支援体制のさらなる整備をはかるとともに、価格転嫁ができる環境整備に向け取り組みを強化すること。

(2) 障がい者雇用の推進・強化

障がい者の法定雇用率引き上げに伴い、これまで以上の推進が必要であると考え。したがって、以下について、取り組みを進めること。

- ① 障がいの有無、種類および程度にかかわらず、障がい者が差別されることなく働ける社会の実現に向け、障がい者雇用セミナーを開催するなど、未達企業への対策強化を講ずること。
- ② 法定雇用率未達成企業の割合が多い中、率先して対応すべき県教育委員会の達成率が極めて低い実態を踏まえ、達成に向け具体的な対策を講じること。
- ③ 障がいのある労働者が安全に安心して働けるよう、労働災害を防止するための支援体制の整備・拡充をはかるとともに引き続き福岡労働局とも連携し、障がい者雇用に係る配慮事項等の周知・啓発に取り組むこと。

4. 雇用の維持・確保に向けた対応

- (1) 派遣労働者の雇用の維持・確保のため、派遣先との労働者派遣契約が解除される場合でも安易に解雇せず、派遣元事業主として派遣先と連携し、新たな就業機会の確保をはかるよう周知徹底すること。
- (2) 雇用の維持・確保が難しくなった労働者に対しては、就職・転職支援や職探し期間を活用した職業訓練等の対策を講じること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の後遺症等も含めた偏見が雇用や労働条件に影響を与えないよう福岡労働局とも連携し必要な対策を講じること。

5. 公正・適正な取引の推進

世界のエネルギー情勢の変化と資源燃料価格の高騰によるエネルギー価格の上昇は、企業・産業に大きな影響を与えている。とりわけ下請け企業等は、価格転嫁が難しい環境にあることから、以下の取り組みを進めること。

- (1) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配の実現に向け、取引の適正化を進めるため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みの推進・拡大に加え、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、さらに周知、徹底すること。また、企業が取り組む効果やメリットについて、広く社会全体に発信すること。
- (2) 価格転嫁が十分に進んでいないことやパートナーシップ構築宣言に対する理解がまだまだ進んでいないことを踏まえ、以下について、取り組みを進めること。
- ①啓発活動に加えて、セミナーの開催・専門家の派遣について取り組むこと。
 - ②スライド条項は公共工事のみならず、福岡県が発注するすべての案件に適用すること。
- (3) 取引の「しわ寄せ」防止のため、関係法令の周知徹底および、中小企業等への各種支援策の周知と利用拡大による気運の醸成に向けた取り組みを推進し、実効性を担保すること。

6. 働く環境の整備

- (1) 「働き方改革関連法」の推進

「チャレンジふくおか『働き方改革推進協議会』」において実施したアンケート結果を踏まえ、引き続き周知・徹底を継続するとともに、アンケート結果により明らかとなった課題解決に向け、市町村および事業主に対し、必要な助言・指導を行うこと。

- (2) 勤務間インターバルの推進と法制化への対応

「働き方改革関連法」において、企業に導入の努力義務が明記された「勤務間インターバル制度」は、ワーク・ライフ・バランスの推進を目的に、過重労働の防止や労働者の心身の負担軽減に資する制度であると期待される。しかしながら、導入している企業、もしくは導入を検討している企業が非常に低水準であることから、福岡県がリーダーシップを発揮して導入促進に向けた企業への働きかけおよび導入率の確認を行うこと。また、努力義務により企業間のばらつきが生じないように、強制力のある法制化へ向け国に対し要請すること。

- (3) 公契約の運用等に関する公労使での合同勉強会の開催

公契約の受発注において適正な労働条件を確保させる一定の「ルール」を設けることは、地域における中小企業等に雇用される労働者の労働条件の下支えとなり、公契約を受注する企業にとっても優秀な人財を確保することに資する。さらに公契約のもとで働く労働者の所得向上は消費を促し、地域経済の活性化につながる事が期待されることから、その理解をはかることを目的に公労使と議員参加による合同勉強会の開催を求める。

(4) 女性・高齢者・外国人の働く環境の整備

少子高齢化や生産年齢人口の減少による労働力不足が深刻化しており、人手不足による労働提供制約が経済や社会の成長の阻害要因となることが懸念されているが、未だ女性・高齢者・外国人の働く環境が十分整備されているとは言い難い状況である。こうした状況を踏まえ、女性・高齢者・外国人の雇用機会の拡充や定着に係る取り組みの更なる充実を図ること。また男性が家事・子育てに主体的に関われるよう、男性の育休取得促進を始めとした子育て世帯が働きやすい環境整備のための取り組みや助成について更なる充実をはかること。

(5) 男性の育児休業取得

事業主に対する男性の育児休業取得制度の周知徹底および制度内容の理解促進に向けた取り組みを強化し、男女平等参画社会の実現に努めること。また、引き続き、制度の取得状況を注視していくとともに育児休業を取得した際に所得水準が低下しないよう補償の拡充などの対策を講じること。

(6) ポジティブ・アクションの取り組み

ポジティブ・アクションの取り組みを推進するには、トップの役割が重要である。男女の固定的な役割分担意識や男性中心の職場慣行などが残っている職場に向けて、引き続きポジティブ・アクションの重要性を伝えて理解を促してもらい、企業の風土改革やアンコンシャス・バイアスの是正を含む女性活躍のための環境整備が行われるよう、事業主に対し広く周知をはかること。

(7) 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善

子どもを預け安心して働くためには、質の高い保育所等の整備とともに幼稚園教諭・保育士等への抜本的な処遇改善によるディーセント・ワークの実現が必要である。引き続き人材配置の算定基準の改善を国に対して強力に求めるとともに、自治体独自の有効な取り組みについて、他の市町村への横展開をはかること。

(8) 待機児童及び未入所児童の解消に向けた取り組み

待機児童数は減ったもののいまだ待機せざるを得ない児童が多数いる状況である。多くの未入所児童をかかえる福岡都市圏などでは「企業主導型保育事業所」の積極的な活用を促すとともに、円滑に生活できる場での待機児童や未入所児童の解消をはかること。

＜教育＞

1. 質の高い教育と誰もが安心して学べる教育環境整備の強化

(1) 少人数学級実現と教職員定数の改善

一人ひとりの子どもたちへの学びの保障と充実のために、小中学校、高等学校において、県費負担による早急な少人数学級実現と教職員定数の改善を強く求める。

(2) 教職員未配置の解消

県内における教職員未配置は年々悪化し、子どもたちの学習権を保障するうえで大きな問題となっていることから、以下の取り組みを求める。

- ①教職員未配置状況が改善していないことから、県費会計年度任用職員を含むすべての教職員の未配置状況の実態を把握すること。
- ②未配置発生の大きな要因となっている教員の長時間労働とあわせ、長時間労働以外にもさまざまな要因が考えられることから、未配置が解消されない要因を具体的に分析すること。
- ③上記①②の結果を踏まえ、教職員未配置の解消に向けた実効性のある措置を講じること。

(3) SC・SSW、スクールサポートスタッフの配置

いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心のあり様と関わる様々な問題が生じるなど、子どもたちの心身への負担、教職員の業務負担はより大きなものとなっていることから、引き続きSC・SSW、スクールサポートスタッフ（教員業務支援員）について、常駐および全校配置を進めること。

(4) ICT支援員配置および通信費・補修費等の予算配置

ICT活用・推進に伴い、学校現場では教職員の負担が増しているため、以下について求める。

- ①教職員・子どものICT活用を援助するため、常駐のICT支援員を全校へ配置すること。
- ②学校から配付されたタブレット端末の通信費や破損した場合の修理費および更新費等について保護者負担が生じないよう予算措置をすること。

(5) 教育格差の是正

家庭環境の違いや経済格差が、大学などの高等教育機関までの教育格差につながっている実態がある。家庭の経済社会的状況が教育格差を生まないよう、厳しい家庭状況の子どもに対する適切な支援を行うこと。

(6) 放課後児童クラブの拡充

放課後の子どもたちの遊びや生活の場である放課後児童（学童）クラブは、支援員不足や施設の不足などにより、利用したくても利用できない待機児童が生じていることから、引き続き助成の拡充をはかる等、待機児童の解消に向けた支援を講ずること。

2. インクルーシブ教育の充実

(1) インクルーシブ教育の構築

障がいを理解するためには障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育が重要である。相互理解の促進に向けて、「地域の学校ならびに普通学級に在籍して教育を受けられる」体制を構築すること。

(2) 特別支援学校の施設の充実

特別支援学校における安全面を最優先にした施設・設備を整備するため、各学校へヒアリングを行い、その結果にもとづく具体的な対策を都度、講じること。

3. 労働教育・主権者教育の推進と充実

(1) 労働教育の推進

学校現場において、勤労観・職業観の確立のみに留まらず、労働基準法、労働安全衛生法をはじめとする「命や生活を守る」ためのワークルールに関する学びの場を構築するとともに、労働者の権利を正しく理解するため、「就業前労働講座」等の実施にあたっては、労働組合からの講師派遣等、働く立場からの視点でのカリキュラムの推進等も含めた充実・強化を強く求める。

(2) 主権者教育の推進

子どもたちが自らの権利や義務など生活を営むうえでの必要な知識を蓄えることに加え、政治に対する意識・主体性を高めるための自主的活動が必要と考える。学校教育における主権者教育が、学校生活の中で実践されるよう引き続き、充実をはかること。

【医療・地域活性化】

＜医療＞

1. 医療体制の充実・強化

(1) 医療従事者の人材確保

医療に従事する人材は、医師以外にも看護職員を始め、理学療法士や作業療法士、検査技師などさまざまある。それらの医療従事者が働き続けられる労働環境の整備や人材確保に努め、医療体制の充実・強化をはかること。

(2) 医師の地域偏在解消に向けた取り組み

福岡県は医師多数県ではあるものの、医師が少数かつ50代以上の医師が大半という区域があり、県民にとっては将来への不安に繋がりがかねない状況である。

へき地や離島のみならず、ICTを活用した遠隔診療などの導入や在宅医療を進めるなど、地域格差のない診療体制の構築を求めるとともに、引き続き医師の地域偏在解消に向けた取り組みを進めること。

(3) 医療従事者の長時間労働への適切な対応

医師の時間外および休日労働の上限規制が適用されたことから、監視体制の強化と36協定の締結など、適正な労働環境の管理が行われることを求める。

2. 地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括ケアシステムの体制強化

地域包括ケアシステムが充実することは、多くの高齢者が望んでいる住み慣れた地域で生活できる環境が整うことにつながることから、誰一人取り残されることのないシステムの充実に向け市町村と連携を強化すること。

(2) 介護職員の処遇改善、職場環境改善

地域包括ケアシステムの推進においては処遇改善、職場環境改善は必要であることから、介護職員のみならず介護ケアを行っている事業所で働くすべての職員の処遇改善、職場環境の改善を求める。

(3) 「福岡県医療適正化計画」の推進について

高齢化が進んでいく中で医療費の負担が増大していくことが懸念される。県民が将来に亘り安心して医療サービスが受けられるよう、「福岡県医療適正化計画」の推進を求めるとともに、医療費の窓口負担の増加によって受診回避による健康悪化等が起こらないよう国に対し医療制度改革関連法の見直しを要望すること。

(4) 介護サービスに対する支援

介護サービスを必要とする人が必要なサービスを負担可能な費用で確実に受けることのできる介護保険制度を国に対して要望することを求めるとともに、県民の健康寿命をのばす施策を推進すること。

(5) チームオレンジの設置

認知症の人、またそこに関わる方々へのサポートとなるチームオレンジの役割は、高齢者が増えていく中で、ますます重要性を増している。各地域にあるチームオレンジと同等の役割を果たしている既存の施設等の整備も含め、未設置の市町村に対してチームオレンジの設置に向けた取り組みの推進を促していくことを求める。

(6) 多重的見守り体制の構築

独居高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化などにより、要介護状態の悪化や孤立死が発生することのないよう、地域の見守り機能を強化するとともに、地域の見守り機能と市町村の連携による多重的見守り体制の構築を求める。

3. ケアラー支援に関する取り組みの推進

ケアラー、ヤングケアラーは、周囲に頼ることができない場合も多く、気付かれにくい一面がある。「ヤングケアラー」の支援を明文化した子ども・若者育成支援推進法改正案の成立により、相談窓口の強化・各種制度の周知や必要な情報・支援が届く体制が構築されることを期待している。しかしながら、制度の狭間にいるケアラーなどへは支援が行き届かず、取り残されることへの懸念もあることから、ヤングケアラーを含む、すべてのケアラーに必要な情報、支援が確実に届き、分け隔てなく支援を行うための条例を制定すること。

＜地域活性化＞

1. 福岡県交通ビジョン 2022 の推進

(1) 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

地域公共交通を持続可能なものとするには誰もが移動しやすい交通環境を整備し、利便性の向上や利用促進を進めていく必要がある。一方で公共交通に関わる人材が不足し、運行本数の維持にも影響が出てきている。また事業者の事業継続性が低ければ、将来にわたる地域公共交通ネットワークの維持・構築は難しくなるため、引き続き支援を行うこと。

(2) 広域連携型コンパクトシティの構築

交通空白地や交通不便地ではコミュニティバスやオンデマンド交通が移動の自由に繋がるものとなることから、生活拠点から交通結節点への移動がスムーズになるようコミュニティバスの運行本数や乗り換えのダイヤの見直し、また既存路線の競合運行の整理等を適切に行い、利用者の更なる利便性向上に努めること。また運行を行っている交通事業者や各所施設の整備などへ支援を行い、広域連携型コンパクトシティを構築させること。

(3) 公共交通施設のバリアフリー化

誰もが移動しやすい交通環境となるよう駅やホーム、バス停などの公共交通施設のバリアフリー化は必要であることから、誰ひとり取り残さず、さまざまな人が自由に移動できる活力ある街を作り上げていくための公共交通施設のバリアフリー化を推進すること。

(4) 交通ネットワークへの支援

物流やタクシー等を含む交通ネットワークに関わる産業では慢性的な人員不足、長時間労働、コスト増や法規制等もあり適切な価格転嫁もできていないなど課題が山積していることから、引き続き交通ネットワークの円滑化、強靱化のため支援すること。

2. 渋滞緩和・走行環境への対策

都心部と繋がる幹線道路などは朝夕の渋滞が著しく、公共交通の定時制が守られていない現状がある。バス優先・専用レーンが設置されている地域では、一般車両への周知の徹底や取締りを求めるとともに、バス優先・専用レーンのない地域では、交通事業者や商業施設等と連携したパーク・アンド・ライドやフリンジパーキングの更なる周知、また都心部では駐車場の配置適正化を実施するなど、県内各地域の状況に応じた渋滞緩和対策を実施すること。

3. 公共交通の犯罪対策支援

カメラ等の設置は痴漢や盗撮等の性犯罪への抑止効果という観点からも必要であると考えるが、事業者のみですべての設備を整えることには限界がある。犯罪防止への啓発活動や犯罪を未然に防ぐ取り組みを行うとともに、車内防犯設備の設置拡大に向けた支援を求める。

4. 交通空間の整備および交通マナー向上の推進

(1) 通学路等の危険個所の改善

登下校時の通学路にガードレールが無いなど、安全に通行できない歩道が県内に多数存在している。また夏場などは草などが生い茂り、児童生徒の存在が気付かれにくい箇所もあるが、道路の管理者が多岐にわたり改善要望が届きにくい現状がある。

そのことから県としてリーダーシップを発揮し、各道路を管轄する市町村と連携し、児童生徒を守るための通学路の改善・整備に向けた対策を講じること。

(2) マナー違反者への指導や取締りの強化

歩道や車道が歩行者・自転車・バイク・自動車や新たに増えてきた電動キックボードなど、それぞれが安全に通行できる場所となるよう走行環境の整備や適切な信号の設置などを行うこと。また危険走行や駐車違反などのマナー違反者に対しては指導や取締りを徹底すること。

(3) 交通安全運動などの安全対策の促進

ヘルメットの着用が努力義務になって1年が経過したが、ヘルメットの着用率は低迷している。そのことから交通安全運動や街頭啓発等を通じて、自転車利用者にヘルメット着用の必要性を浸透させ、着用率が向上する取り組みを求めるとともにマナー向上につながる取り組みを進めること。

5. デジタル・ガバメントの推進

マイナンバー制度を推進することは公平・公正な税制、社会保障制度の確立など、国民生活の利便性向上などを実現するために不可欠な社会基盤である。しかしながら、「メリットを感じない」「情報流失への懸念」などの理由からマイナンバーカードの完全普及には至っていない。そのことからマイナンバー制度の必要性や安全性の一層の周知、個人情報管理体制の強化を国に対し要望すること。また利用者の利便性向上と行政運営の効率化のためのデジタル化の一層の推進をはかること。

6. 投票率向上の取り組み

(1) 期日前投票所の整備・推進

民主主義の基盤となる国民の政治参加の促進には、投票率の低下は見逃ごせない問題であり、投票率を向上させることは喫緊の課題である。そのことから市町村と連携し、大型商業施設等に期日前投票所を設置するなど、投票行動に繋がる環境の整備を求める。

(2) 新たな仕組みづくりの推進

投票率向上の取り組みとして、インターネット投票など公選法見直しを含め、投票意欲を高める新たな仕組みづくりの推進を国に対し要請すること。

7. 新しい生産技術開発等に向けた産学官との連携および支援

水素分野、バイオ分野、半導体部門へ引き続き支援を行うとともに、将来へ向けて期待が高まっている新たな形の太陽光発電など、国の動向も見つつ、新分野への生産技術開発に向けた初期段階の支援、また研究等への支援を求める。

8. 新たなモビリティサービスの活用と課題および地域活性化に向けた取り組み

新たに始まった九州 MaaS を始めとする ICTを活用したシームレスな移動サービスを通じて、九州内の魅力を余すことなく国内外へ発信し、多くの観光客が九州を訪れることを期待している。しかし一方で、キャッシュレスや多言語化への対応等、受け入れ態勢の環境整備等への負担が懸念されることから、支援を含め地域が活性化するための対策を講じること。

【環境・安全】

＜環境＞

1. 環境保全と地球温暖化対策の強化推進

福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）の着実な推進に向け、引き続き SNS の活用等、広報・周知活動を充実し、SDGs の考え方を浸透させるとともに、目標達成に向けた取り組みを進めること。

2. 「2050 年カーボンニュートラル」の実現

(1) 「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、以下の取り組みを行うこと。

- ①県が取り組みを進めている、「デコ活」「エコファミリー」および「九州エコファミリー応援アプリ（愛称：エコふぁみ）」の周知・広報活動の充実・強化
- ②地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取り組みが困難な市町村に対する継続した必要な支援

(2) 福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）における施策によっては、雇用や暮らしをはじめとした地域経済・社会へ「負の影響」が生じる可能性もあることから、以下について要求する。

- ①計画の実施にあたっては、「公正な移行」の実現やS+3Eの確保を念頭に、分野横断的課題に対応できる体制を部局横断的に構築すること。
- ②失業や労働移動による労働条件の低下などの雇用への悪影響が生じうる産業・地域の特定制と、その影響度の測定と分析を進めること。
- ③上記②の分析により悪影響が生じることが想定される場合は、「公正な移行」の具体化に向けて、「グリーンな雇用創出」や「地域脱炭素化」、「失業なき労働移動」と重層的なセーフティネットの検討の早期着手と必要な予算措置を行うこと。

3. 安全・安心で安定的なエネルギー社会の実現

(1) 「福岡県地域エネルギー政策研究会」が示した、福岡県（地域）がめざすべき方向性に基づく、エネルギー施策を引き続き推進するとともに、県民への周知・広報活動を充実すること。

(2) 再生可能エネルギーの着実な普及拡大に向け、引き続き取り組みを進めるとともに、薄くて軽く曲げられ、素材を日本で調達できるなどの特徴を持つ、ペロブスカイト太陽電池の活用の考え方を明らかにすること。

(3) 利用者の視点に立った自動車の電動化に向けては、エネルギー供給および周辺インフラ設備のあり方が課題となることから、以下について要求する。

- ①昨年から継続している「CASE（ケース）等関連技術開発支援補助金」および今年度から実施している電動化関連の課題の解決に繋がる製品・生産設備の試作や開発を支援する「電動化参入支援製品開発補助金」の周知を強化するとともに新たな施策を検討・実施すること。
- ②将来的なグリーン水素の輸入を視野に入れた企業マッチングや大学の研究交流等を支援するため、県や県内企業で構成する訪問団により豪州ニューサウスウェールズ州に派遣した成果を明らかにすること。また、その成果を踏まえた現状の取り組み

等について明らかにすること。

- ③電動車普及にあたっては、充電・充てんインフラの整備が必須であることから、電動車購入および急速充電器を含むインフラ導入時における福岡県独自の補助金等の実施について検討すること。
- ④今後の水素利活用に向けては、早急な水素ステーションの整備、並びに過去整備した水素ステーションの運営にかかる補助を求める。

＜安全＞

1. 総合的な防災・減災対策の充実・強化

毎年、全国各地で大規模な自然災害が発生し、本年も令和6年能登半島地震により甚大な被害が発生した。そのため、平常時から想定される最大規模の災害に備えた防災・減災対策を講じることが求められていることから、以下について要求する。

(1) 福岡県地域強靱化計画の推進

福岡県地域強靱化計画における評価「C（目標達成に向けより一層の推進が必要）」「D（目標達成困難）」への今後の対応について明らかにするとともに、引き続き、適宜県民へ公表すること。

(2) 福岡県建築物耐震改修促進計画

地震に強いまちづくりの推進に向けた取り組みを継続するとともに、以下について対応を強化すること。

- ①耐震化に向け調整中の3棟に登校する児童生徒の安全を確保するため、学校施設の早期耐震化に向け、引き続き、当該自治体に対する指導・助言を行うとともに、国との連携を強化すること。
- ②令和6年能登半島地震で明らかなように木造戸建て住宅の耐震化は非常に重要であることから、引き続き、耐震改修補助制度の周知・徹底をはかること。また、更なる耐震化の促進に向けた情報共有や意見交換を行うため本年設立した「福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会」との連携のあり方等について明らかにすること。
- ③総務省の資料（2023.9.1）によると、福岡県の防災拠点となる公共施設棟の耐震化は、文教施設等に比べ、社会福祉施設・市町村庁舎・体育館が低い実態にあることから、早急に対策を行うこと。

(3) 地域インフラの整備

公共交通網やライフラインは被災すると復旧に長い時間がかかり、その間の地域経済や地域住民の生活に極めて大きな影響を及ぼすことから、以下の取り組みを強化・推進すること。

- ①公共交通網やライフラインの途絶を未然に防ぐ取り組み（リダンダンシー向上）に向け引き続き防災・減災対策を推進すること。
- ②「福岡県地域強靱化計画」に基づく、交通インフラや上下水道・污水处理施設等の重要業績指標に関わる対策については、計画の前倒しも含め強化すること。
- ③浸水危険個所の適切な点検に伴う優先順位の高い地域の排水機場の増強等、計画の前倒しも含め、引き続き浸水対策を進めること。

(4) 情報伝達機能の強化

すべての人の命を守るために、正確な情報を確実に利用し、正しい状況判断を行えるよう、外国人も含めスマホ等の利用が困難な住民に対する情報伝達手段の周知・広報を徹底すること。

(5) 避難行動の体制整備

災害発生時における安全な避難行動の実践に向け、継続的な避難訓練・避難所運営訓練が実施できる運営体制を構築し、地域防災力の強化をはかること。

2. 飲酒運転撲滅対策、交通事故防止対策の推進

(1) 飲酒運転の撲滅

飲酒運転の撲滅に向けては、広報啓発活動や取り締まりの強化等、様々な取り組みを行っているものの飲酒運転「0」には遠い状況にあることから、以下の対策を強化すること。

- ①取締り強化はもとより、飲酒運転の危険性や悲惨さなど、広報・啓発活動に取り組むこと。
- ②子どもの時から「飲酒運転＝悪」と意識づけられるように義務教育期間中における確実な飲酒運転撲滅に関する教育を実施すること。
- ③教育・啓発にあたっては、「飲酒運転撲滅活動アドバイザー」の積極的な活用が効果的であることから、より活用してもらえよう取り組みを進めるとともに、増員に向け検討などを行うこと。

(2) 高齢者の運転免許自主返納への対応

高齢者の運転免許の自主返納にあたっては、自主返納後の生活基盤となる交通手段の確保が大きな課題となることから以下について求める。

- ①高齢者が安心して運転免許証を自主返納できるよう、各市町村との連携のもと、地域性に応じた地域交通の整備および代替交通手段の確保を行うこと。
- ②免許返納高齢者への生活支援の環境整備の推進に向け、買い物弱者対策を検討するための市町村への経費に対する補助金を充実するとともに、各市町の試験導入・実証事業および本格運用での課題等があればその対策に取り組むこと。
- ③地域交通の整備、買い物対策等が講じられるまでの期間において、生活のため、どうしても自主返納が困難な高齢者が安全に運転するためには、加齢に伴う身体機能の変化に応じて、自身の体調・健康等を考え安全に運転するため、福岡県が推奨している「補償運転」が重要であることから、その周知広報活動を強化すること。
- ④免許返納を促しても応じない高齢ドライバーのご家族等からの相談窓口（安全運転相談窓口）や専用ダイヤル（#8080）にたどり着くための周知・広報活動を充実・強化すること。

3. DV・児童虐待・性犯罪等に関する対応

(1) DV・児童虐待対策

DVや児童虐待の通報・摘発・相談件数は増加傾向にあり高い水準で推移していることから、虐待やDVの対策強化に向け、以下について要求する。

- ①早期発見かつ解決できる相談窓口のさらなる体制強化。
- ②相談窓口や第三者通報等の存在に気付き・たどり着くための周知・広報活動の充実・強化。
- ③早期発見に向けた、被害者本人以外の第三者通報の仕組みについて、県民の認知度向上に向けた周知・広報活動の強化。
- ④児童福祉と母子保健の機能を一体的に有する相談機関「こども家庭センター」等の運営に向け、運営主体である市町村と連携をはかり、アドバイスを含めた支援を積極的に行うこと。なお、「こども家庭センター」設置に向け取り組みを進めている市に対しては、円滑な移行に向けた必要な支援を積極的に行うこと。

⑤児童福祉法改正により、令和6年度から児童相談所は入所措置や一時保護等の際に、子どもの意見聴取を行うことが義務付けられるなど、子どもの権利擁護の一層の推進をはかることとされている。福岡県における「福岡県こども意見表明支援センター」の運営にあたっては、適切・確実な対応を行うこと。

(2) 性犯罪対策

性犯罪の認知件数は増加傾向で推移していることから、「犯罪が起きにくい」環境整備に向け、引き続き、①防犯アプリ「みまもっち」の周知、②地域住民・自治会・企業等と連携した啓発活動、③取り締まりを充実・強化すること。

4. カスタマーハラスメントの撲滅

厚生労働省が実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」(2023年度)によると、企業に寄せられる相談は顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントにかかる相談が3番目に多く、件数も増加しているなど、社会問題化している実態があることから、以下について取り組むこと。

- (1) カスタマーハラスメント防止に資する周知・啓発を行うとともに、カスタマーハラスメントを防止する条例の制定などを求める。
- (2) 消費者による「迷惑行為」「悪質クレーム」「暴力行為(第三者暴力行為)」については、この間の取り組みにより、事業者の責任において組織的に対応することは、一定社会的に認知されてきたものの、著しい迷惑行為の予防・解決の取り組みを33.5%の企業が何も実施していないことが、実態調査で明らかになっていることから、引き続き啓発を強化すること。特に未実施割合の高い300人未満の中小・小規模・個人事業主への周知・対策を徹底・強化すること。
- (3) 消費者が身体的暴力だけでなく、行き過ぎた暴言や脅迫等の心理的に制圧を加える言葉の暴力行為等のカスタマーハラスメントにより、加害者とならないための消費者教育を行うこと。

5. すべての働く人の「こころの健康対策」

令和5年度の福岡県の自殺者数は、令和4年度から73人増加している。将来不安によるメンタル不全(健康障害)対策および自殺対策の強化は極めて重要であることから、①相談窓口および自殺対策の機能充実を含めた体制強化、②相談窓口等のさらなる周知・広報活動の強化・充実をはかること。

以 上